

家庭学習用タブレット型パソコンの臨時貸与について

保護者 各位

福生市の教育行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、学校休業期間中の対応等御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

福生市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止により実施している学校休業期間が長期化していることから下記の要領により家庭学習用タブレット型パソコンの臨時貸与を実施いたしますので、御案内します。

1 対象

Wi-Fi 環境はあるものの、児童・生徒がオンライン学習に使用できる端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）がない御家庭に限り、タブレット型パソコンを貸与いたします。

※現在のところ、モバイル Wi-Fi ルーターの入手が困難なため、貸与が難しい状況です。

※タブレット型パソコンは Wi-Fi 環境がなければ、インターネットに接続できませんので、Wi-Fi 環境がない御家庭については貸与の対象外となります。

※LTE 通信等により児童・生徒がオンライン学習に使用できる端末がある場合は、貸与の対象外となります。

※Wi-Fi 環境がなく、児童・生徒がオンライン学習に使用できる端末もない場合は、学校のネットワーク環境を活用して学習することができます。三密を避けるため、準備等調整が必要になりますので、各学校まで御相談ください。

2 申請手続

下記の URL より「家庭学習用タブレット型パソコン等貸与申請書」をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、各学校に御持参ください。（申請に行く前に、学校へ連絡の上、来校願います。）

申請書と引き換えにタブレット型パソコンを貸与いたします。

申請書 URL：<https://www.city.fussa.tokyo.jp/education/1005766/1010145.html>

3 申請期間

申請期間：令和2年5月14日（木）から学校休業期間終了まで

*申請期間の開始日は各校での設定作業終了後といたしますので、適宜記入してください。

※各校の貸与可能台数には限りがありますので、申請しても貸与を受けられない可能性が

あります。(申請に行く前に各学校へ御確認ください)

※タブレット型パソコンは学校休業期間が終了次第、返却していただきます。

4 注意事項

- (1) 本件で貸し出されるタブレット型パソコンでは、御家庭の Wi-Fi 環境でインターネットに接続するとフィルタリング機能が無効化されますので、児童・生徒が学習に関係のないウェブサイトを開覧しないよう保護者の方は注意をお願いいたします。
- (2) 貸与したタブレット型パソコンに係る通信料及び電気代は自己負担となります。
- (3) 貸与品の破損、故障等が発生した場合には、速やかに福生市教育委員会教育指導課まで御連絡ください。

福生市教育委員会 教育部 教育指導課 指導係
担当 小田川・大沼
お問い合わせ 042-551-1538